

地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」一覧（課税標準の特例）

令和8年6月22日現在：花巻市財務部資産税課

項目	根拠法令等 (地方税法、花巻市税条例)	特例割合	種別	取得(実施) 期限	適用期間	具体的資産
家庭の保育事業	法第349条の3第27項 条例第61条の2第1項	1/3	家屋 償却	定めなし	期限なし	家庭の保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産
居宅訪問型保育事業	法第349条の3第28項 条例第61条の2第2項	1/3	家屋 償却	定めなし	期限なし	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産
事業所内保育事業	法第349条の3第29項 条例第61条の2第3項	1/3	家屋 償却	定めなし	期限なし	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する資産
汚水又は廃液処理施設	法附則第15条第2項第1号 条例附則第10条の2第1項	1/2 (参酌基準)	償却	R10.3.31	期限なし	汚水又は廃液の処理施設で使用 する、沈澱又は浮上装置、油水分離装 置、汚泥処理装置、濾過装置等
下水道除害施設	法附則第15条第2項5号 条例附則第10条の2第2項	4/5 (参酌基準)	償却	R10.3.31	期限なし	公共下水道を使用する者が設置した 除害施設で、沈澱又は浮上装置、油 水分離装置、中和装置
太陽光発電設備 (出力区分なし)	法附則第15条第24項第1号イ 条例附則第10条の2第3項	1/2 (参酌基準)	償却	R11.3.31	最初の 3年度分	太陽光を電気に変換する特定再生可 能エネルギー発電設備（ペロブスカ イト太陽電池に限る）
水力発電設備 (出力5,000kw未満)	法附則第15条第24項第1号ロ 条例附則第10条の2第4項	1/3	償却	R11.3.31	最初の 3年度分	水力を電気に変換する特定再生可能 エネルギー発電設備（認定を受けた ものに限る）
水力発電設備 (出力5,000kw以上)	法附則第15条第24項第4号 条例附則第10条の2第9項	7/12	償却	R11.3.31		
地熱発電設備 (出力1,000kw未満)	法附則第15条第24項第3号ロ 条例附則第10条の2第8項	5/6	償却	R11.3.31	最初の 3年度分	地熱を電気に変換する特定再生可能 エネルギー発電設備（認定を受けた ものに限る）
地熱発電設備 (出力1,000kw以上)	法附則第15条第24項第1号ハ 条例附則第10条の2第5項	2/3	償却	R11.3.31		
バイオマス発電設備 (出力1万kw未満)	法附則第15条第24項第1号ニ 条例附則第10条の2第6項	1/3	償却	R11.3.31	最初の 3年度分	バイオマスを電気に変換する特定再 生可能エネルギー発電設備（認定を 受けたものに限る）
風力発電設備 (出力区分なし)	法附則第15条第24項第3号イ 条例附則第10条の2第7項	5/6	償却	R11.3.31	最初の 3年度分	風力を電気に変換する特定再生可能 エネルギー発電設備（認定を受けた ものに限る）
浸水防止用設備	法附則第15条第27項 条例附則第10条の2第10項	2/3 (参酌基準)	償却	R11.3.31	最初の 5年度分	当該所有者又は管理者が作成する計 画に記載された地下街等における洪 水時の避難の確保及び洪水時の浸水 の防止を図るための設備で、防水 板、防水扉、排水ポンプ及び換気口 浸水防止機等
緑地保全・緑化推進法 人が設置する市民緑地	法附則第15条第31項 条例附則第10条の2第11項	2/3 (参酌基準)	土地	R9.3.31	最初の 3年度分	市の認定を受けて、地域住民が利用 する緑地として緑地保全・緑化推進 法人が設置管理する民有地 ※有料で借り受けたものを除く
一体型滞在快適性等向 上施設	法附則第15条第36項 条例附則第10条の2第12項	1/3	土地 家屋 償却	R10.3.31	最初の 5年度分	・オープンスペース化した土地（広 場、通路等）及びその上に設置され た償却資産（ベンチ、芝生等） ・建物の低層部の階を改修し、オー プン化した家屋（カフェ、休憩所 等）
サービス付き高齢者向 け貸家住宅	法附則第15条の8第2項 条例附則第10条の2第13項	2/3軽減 (参酌基準)	家屋	R9.3.31	最初の 5年度分	高齢者の居住の安定確保に関する法 律に基づき登録されたサービス付き 高齢者向け住宅である貸家住宅 (花巻市立地適正化計画に記載され た居住誘導区域にあっては6分の5と する)
	法附則第15条の8第2項 条例附則第10条の2第13項(但書)	5/6軽減 居住誘導区域	家屋	R9.3.31		
大規模改修が行われた マンション	法附則第15条の9の3第1項 条例附則第10条の2第14項	1/3軽減 (参酌基準)	家屋	R9.3.31	改修実施 翌年度分	マンションの管理の適正化の推進に 関する法律に規定する長寿命化に資 する大規模修繕工事を行ったマン ション（築後20年以上が経過し総戸 数10戸以上であること）
バリアフリー改修が行 われた特別特定建築物	法附則第15条の11第1項 条例附則第10条の2第15項	1/2軽減	家屋	R11.3.31	2年度分	国の補助を受けてバリアフリー改修 を行った特別特定建築物（保健所、 老人ホーム、福祉ホーム等）

※特例割合：課税標準額に乗じる割合（軽減とあるものは、固定資産税額に軽減割合を乗じた額が減額となる）

※表中の赤字は、令和8年度税制改正に基づき、市税条例に制定した内容